



とうほくふるさと情報

H26年9月版③

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

宅地・田畑以外の土地および立木に関する 財物賠償の取扱方法が発表されました

今月18日付で下記のとおり発表がありましたので、概要をお知らせします。

1. 宅地・田畑以外の土地に関する財物賠償について

(1) 請求可能な方

事故発生時点で、支払い対象となる資産を所有していた個人、中小法人。事故発生以降に対象となる資産を相続して、相続登記をした個人。

(2) 支払の対象となる資産

事故発生時点で、避難指示区域内に所有していた宅地・田畑以外の土地は、東電の基準に基づき「準宅地」「事業地」「山林の土地」「原野等の土地」に分類して賠償されます。

(3) 支払の対象となる損害

事故による避難等にともない、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分が対象となります。

2. 立木に関する財物賠償について

(1) 請求可能な方

宅地・田畑以外の土地に関する財物賠償の対象者と同じ。

(2) 支払の対象となる資産

事故発生時点で、避難指示区域内に所有していた市場価格のある立木（販売が見込まれる立木）。具体的には、山林の土地に生育する市場価値のある人工林や天然林など。

(3) 支払の対象となる損害

事故による避難等にともない、商品として出荷が困難となることから、土地に定着している状態で伐採後の市場価値がすべて失われたものとして、賠償されます。

金額の算定方法等詳細は、東京電力のホームページ

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2014/1242023_5851.html

をご覧ください。東京電力の財物（土地・建物・家財）相談専用ダイヤル0120-926-596に

お問い合わせください。





岩手

いわて銀河プラザ（東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビル1階、最寄駅：地下鉄日比谷線「東銀座駅」6番出口前または都営浅草線「東銀座駅」A1出口徒歩1分 電話：03-3524-8282）では、避難者の方を対象に相談会を行っています。次回は10月27日（土）の予定です。
 問合せ先：岩手県復興局生活再建課 電話 019-629-6926（直通）



宮城

県では、東日本大震災により被災し、宮城県外に避難されている被災者の全世帯に対し、復興状況や各種支援等に関する情報をお届けする「みやぎ復興定期便」を開始しました。災害公営住宅の整備状況など、帰郷に向けた今後の生活復興に関する情報を、毎月1回発送する予定です。 問合せ先：県震災復興推進課 電話022-211-2408

福島

公益財団法人みちのく未来基金では、東日本大震災の震災で両親またはどちらかの親を亡くした震災遺児に対して、高校卒業後の大学・短大・専門学校の入学金・授業料を給付しています。震災関連死により親を亡くした場合も対象となる可能性があるそうです。 問合せ先：公益財団法人みちのく未来基金事務局 電話022-343-9996（ふくしまの今がわかる新聞 Vol.23 2014/9/4より）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR立川駅北口 徒歩6分、多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後4時（受付は午後3時45分をもって終了いたします）

※通話料はご相談者様の自己負担となります。